

尾瀬ビジョン

～ 21世紀の新しい国立公園にふさわしい
保護・利用・管理運営のあり方とその具体化に向けて～

尾瀬の保護と利用のあり方検討会

目 次

はじめに	1
1 「尾瀬」の特徴・範囲・広がり（自然・文化・利用）	
(1-1)「尾瀬」地域の特徴について	2
(1-2)生態的観点から見た「尾瀬」の範囲について	2
(1-3)文化・伝統や利用状況から見た「尾瀬」の範囲	3
(1-3-1)文化・伝統から見た広がりについて	3
(1-3-2)利用から見た広がりについて	3
2 「尾瀬」の自然（生態系）の保護と利用の状況	
(2-1)現況	5
(2-1-1)保護の歴史について	5
(2-1-2)利用状況について	5
(2-2)これまで実施してきたこと	6
(2-2-1)尾瀬の学術的価値や現況を把握するための調査	6
(2-2-2)尾瀬の保護や適正利用を進めるための取り組み	7
(2-3)課題	10
(2-3-1)全国的な潮流への対応について	10
(2-3-2)「尾瀬」地域の見直しについて	10
(2-3-3)保護について	11
(2-3-4)利用について	11
(2-3-5)管理運営体制について	12
3 基本理念と基本方針	
(3-1)基本理念	13
(3-2)基本方針	13
4 基本方針に沿った諸対策	14
資 料	
尾瀬の保護と利用のあり方検討会設置要綱	21
尾瀬の保護と利用のあり方検討会委員名簿	22
尾瀬の保護と利用のあり方検討会開催経過	23

はじめに

美しい景観とともに貴重な生態系を有する「自然の宝庫」尾瀬は、過去において幾多の開発の波にさらされましたが、その都度、人々の懸命な努力により守られてきました。また、「ごみ持ち帰り運動」発祥の地でもあることから、「自然保護の原点」と言われています。

近年では、植生復元や交通対策の実施、一元的管理のための尾瀬保護財団の設立など、地元を中心とした取り組みが全国に先駆けて行われており、我が国の国立公園の中でも独自の地位を獲得しています。

現在、環境省において、日光国立公園尾瀬地域の公園計画の再検討が進められています。これにあわせ、尾瀬保護財団では環境省からの委託を受け、日光国立公園尾瀬地域利用適正化推進業務の一環として、尾瀬の将来のビジョンについて取りまとめることになりました。

ビジョンの取りまとめに当たっては、尾瀬に関わる学識経験者、地元関係者、自然保護関係者及び行政機関など 24 人の委員からなる「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」が設置され、これからの尾瀬の進むべき方向について 3 回にわたって幅広く熱心に検討して参りました。

このビジョンでは、「みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ」を基本理念とし、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき諸対策について取りまとめました。ビジョンの内容が、尾瀬地域の単独の国立公園化も含め、公園計画の再検討に反映されるのみならず、今後、各尾瀬関係者によってビジョンに沿った積極的な取り組みが実施されることを期待しています。

そして、こうした取り組みがなされる尾瀬が、名実ともに充実した 21 世紀の新しい国立公園になることを念願して止みません。

平成 18 年 11 月 30 日

尾瀬の保護と利用のあり方検討会

委員長 斎藤 晋

1 「尾瀬」の特徴・範囲・広がり（自然・文化・利用）

(1-1) 「尾瀬」地域の特徴について

尾瀬は、冷涼な気温と豊かな降水量を気候的背景として、変化に飛んだ山岳地形が織り成すさまざまな森と湿原の自然及び風景が展開している地域である。

特に、本州最大の高層湿原である尾瀬ヶ原は、湿原としての規模が大きいばかりでなく、長い年月をかけて厚く堆積した泥炭層には過去の気候変化や火山活動状況が保存記録されるなど、自然の博物館としても貴重な存在である。また、尾瀬ヶ原の西に位置する至仏山には氷河期の残存植物や蛇紋岩に適応した植物が多く見られるなど、学術的に非常に価値の高いものであり、尾瀬ヶ原における高層湿原の存在とともに、尾瀬の自然環境を特徴づけるものである。

こうした優れた自然環境に恵まれた尾瀬の周辺には、自然の中に猟をし、イワナや山菜を獲り、ソバや野菜を育て、自然の材によって木羽板（こばいた）や曲げ輪（まげわ）、籠（へら）などの木工品をつくって生計を立て、ささやかな民俗芸能に癒しを求めた、自然に順応した健やかな山村の生活があった。

このような自然とその文化的背景はまことに貴重であり、「自然との共生」に関する国民的思考の基点の一つとして尊重され、学びの拠点として保護され、活用されてゆくべきものである。

(1-2) 生態的観点から見た「尾瀬」の範囲について

尾瀬に北接する会津駒ヶ岳地域は早壮年期の山地で、只見川水系や桧枝岐川水系の浸食を受けて深いV字谷を刻むが、山頂部には定高性の平坦面が残る。植生は標高およそ1500mまでが山地帯で、極相に近いブナ・チシマザサ群落が広くみられる。それより上部は亜高山帯で、うっそうとしたオオシラビソ（アオモリトドマツ）林に被われる。こうした森林帯の状況は尾瀬と共通している。山頂部の平坦面から東斜面の上部にかけては残雪が多く、水はけが比較的制限されているところには広く山地湿原が発達し、水はけはよいが地下水位が高いところには湿生草原（雪田植生）がみられる。これらの植生についても尾瀬地区と共通であるが、山頂平坦面が広く安定しているため、尾瀬よりは概して発達がよい。駒ヶ岳の北斜面は険しい地形となだれ地低木群落が卓越し、北接する只見地区に近い山容と植生になる。人の入り込みが少ないだけ鳥類等も豊かであり、また湿原や雪田が登山路とともに狭い尾根に集中しているところから、厳しい集約的な管理と利用が求められるところである。

尾瀬に東接する鬼怒沼山、帝釈山、田代山地域は、森林帯も湿原も尾瀬と共通している。田代山は一つの溶岩台地で、その台地面は北に向かって僅かの傾きをもった平坦面である。そのほとんど全面を被って湿原が発達している。泥炭層は最大で2 m前後で、尾瀬ヶ原に比べて薄い。傾きの下部に当たる北部では尾瀬ヶ原と同じ等高線に平行した堤状の凸地と細長い池の交代、すなわちケルミ・シュレンケ複合が見られる。尾瀬ヶ原のような複雑な基盤地形の傾斜湿原に比べて単一の広がりを見せており、傾斜湿原の研究や学習には最適である。台地を巡る急斜面は上部にオオシラビソの自然林が残され、森に囲まれた天上の湿原として独特の景観を誇る。しかし、近年、帝釈山保安林の管理用車道が開通してその方面からの入山者が増え、湿原や森林の荒廃が懸念されるところである。なお、帝釈・田代山系の南斜面も北斜面に準じる。

丸山岳や朝日岳地域は、駒ヶ岳より北にあるさらに浸食が進んだ満壮年期の山地で、山腹は急傾斜で岩肌が露出し、尾根はナイフの刃のように鋭い。総じて豪雪山地特有の鬼気迫る山容の連なりとなっている。ブナ林はユキツバキ型で、なだれを受けない支尾根などに限ら

れ、鋭い尾根にはキタゴヨウがかるうじて成林している。崖錐には溪畔林の発達もよい。急傾斜の山腹にはなだれ地低木群落が広くみられ、うっそうとした自然林に被われた尾瀬地区や駒ヶ岳の山々とは際立った違いをみせる。尾根に近い急傾斜の岩肌は、純粹自然の象徴であるイヌワシの格好の営巣場所となっており、ここもまた集約的な管理が求められるところである。利用としては、アクセスのモデル地区や眺望点を設定するなどして、限定利用とする方向が考えられる。

至仏山西斜面、平ヶ岳地域は、至仏山の西斜面から景鶴山、平ヶ岳にかけての植生は駒ヶ岳地区と基本的には同じとみられ、尾瀬と共通している。平ヶ岳山頂近くの平坦面には高層湿原の発達もある。なお、平ヶ岳西部の利根川源流部から越後三山にかけての地域は只見地区と同じ豪雪の山地であり、ともに越後三山只見国定公園に包摂されている。

尾瀬の北方と西方には、日本有数の豪雪の山地が広がるが、そこは激しい浸食とそれに抵抗する強固な岩とのせめぎあいの世界であり、鋭く尖った尾根と岩肌の露出した急傾斜の山腹とその下部に連なる崖錐に代表される、荒々しい山容の山々が連なり、気候的にも地形的にも植生的にも尾瀬とは一線を画する。この地域の自然も文化も尾瀬に劣らぬ価値があり、ともに保護と活用を図るべきところではあるが、すでに国定公園の指定があるので、その線で管理を進めるのが合理的である。一方、尾瀬の東方と南方には温和な気候と地形に恵まれた農林業地帯が広がり、自然の人為改変の程度は尾瀬とはまた対照的である。

以上の点を考慮すると、尾瀬と類型的同一性をみせるものは、鬼怒沼山、帝釈山、田代山地域と会津駒ヶ岳地域とみることができる。

(1-3)文化・伝統や利用状況から見た「尾瀬」の範囲

(1-3-1)文化・伝統から見た広がりについて

檜枝岐村と片品村戸倉地区は、尾瀬を挟み会津街道(沼田～会津若松)の途中に位置し、戸倉に関所が設けられていたとおり、昔から旅人の往還があった。江戸時代には、檜枝岐方面の人たちが、会津から三平下に米や酒などの物資を運んで来て、片品の村人たちはその荷を受取り、馬につけ三平峠を越えるというように、檜枝岐村と片品村戸倉地区とは交易もあった。

現在も両村は、尾瀬とともに生き、歩む村として、尾瀬を中心に据えた自主自立の村づくりを展開している。檜枝岐村は、尾瀬、会津駒ヶ岳、帝釈山などの自然や檜枝岐歌舞伎といった文化伝統を活かした村づくりを、一方、片品村も、「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を生かした村づくりを推進している。

また、魚沼市の湯之谷地区(旧湯之谷村)には、平安時代に湯之谷村で最期を遂げたと言われる尾瀬中納言三郎の立像があり、この地域も昔から尾瀬との関わりがあったことが窺える。

(1-3-2)利用から見た広がりについて

尾瀬と会津の山々については一緒に記された書物が多く、昔から尾瀬と会津の山々は一体的に捉えられ、利用されてきたことがわかる。例えば、『尾瀬と南会津の山々』(川崎隆章著)では、尾瀬を訪れたならば、檜枝岐の本村や尾瀬周辺の深い森、会津駒ヶ岳、田代帝釈などにも足を伸ばすべきである旨記されている。地元では、現在も尾瀬とともに、会津駒ヶ岳や田代山・帝釈山を一体として捉えたPRをしており、事実、檜枝岐村内から各エリアへの登山(入山)口が設けられている。また、田代・帝釈山地域は古くから尾瀬からの縦走ルートとして利用されていた。

また、実際の利用状況を見ると、昨シーズンの尾瀬の利用者 32 万 8 千人のうち、約 65

%が片品村・戸倉地区を、また 30 %が檜枝岐村を經由して尾瀬に入っている。この中には、尾瀬への入山前後に戸倉、檜枝岐周辺で宿泊するケースも多く、両地区は尾瀬と一体として利用されていると言える。

2 「尾瀬」の自然（生態系）の保護と利用の状況

(2-1)現況

(2-1-1)保護の歴史について

尾瀬地域は、大正 9 年、尾瀬沼一帯の森林が「風致保護林」の指定を受けた後、初めて国立公園が選定された昭和 9 年には、「日光国立公園」の一部として国立公園に指定された。また、昭和 13 年には国立公園の「特別地域」、昭和 28 年には「特別保護地区」に指定され、昭和 31 年には文化財保護法による「天然記念物」に指定、昭和 35 年に「特別天然記念物」に昇格、平成 17 年にはラムサール条約湿地にも登録されている。

一方、尾瀬の豊富な水を活用するための国家的な開発計画は明治の中頃から始まり、昭和 23 年には尾瀬ヶ原を水没させてダムを建設し、その水を利根川に放流する過程で発電する計画が改めて発表され、「電力かコケか」の論争が起こった。この問題をきっかけとして、学者、文化人、登山家などによって昭和 24 年に「尾瀬保存期成同盟」が結成され、わが国の自然保護運動がスタートした。（「尾瀬保存期成同盟」は、後の「日本自然保護協会」の前身）

また、昭和 40 年代には、尾瀬の美しい自然を目当てとした観光開発道路計画が浮上し、平野長靖氏が当時の環境庁長官に働きかけたことにより道路計画が中止になったことは有名である。この問題をきっかけとして「尾瀬の自然を守る会」が結成され、尾瀬を保護していくための様々な提言を行うなど、その後の尾瀬の自然保護のための運動に大きな役割を果たした。

このように、貴重な生態系を有する尾瀬は多くの制度によって保護されながらも、同時に幾度となく開発の波にさらされてきた。しかし、その都度、多くの人々や団体の熱意ある取り組みにより守られてきており、尾瀬が「自然保護運動の原点」と言われる所以となっている。

現在は、開発行為からの保護という局面から、利用がもたらす負荷からいかに尾瀬を保護するかという局面に移行してきている。

(2-1-2)利用状況について

尾瀬の入山者数は、平成 2 年度から平成 7 年度まで 50 万人台前半で推移していたが、平成 8、9 年度にはテレビ等マスコミで頻繁に尾瀬が取り上げられたこともあって、60 万人台前半に増加した。しかし、平成 10 年度には、不景気と週末の悪天候により約 46 万人に減少し、平成 15 年度には 40 万人を下回り、平成 17 年度は平成元年度の計測開始以来最少の 32 万人となった。

入山者数は減少傾向にあるが、特定の時期や曜日、特定の入山口に集中する傾向は依然として続いている。利用が集中する時期は、ミズバショウの咲く 6 月上旬、ニッコウキスゲの咲く 7 月中下旬、紅葉の美しい 10 月上旬で、この 3 つの時期の利用者数の合計は総入山者の約 6 割を占めている。また、土曜と日曜の利用者数の合計は総入山者数の約 50 %を占めている。さらに、尾瀬の主な入山口は 6 カ所あるが、このうち尾瀬ヶ原の群馬県側の入山口である鳩待峠からの入山者が 5 割強、尾瀬沼の福島県側の入山口である沼山峠が 3 割弱となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な両入山口が利用者から選好されている。

(2-2)これまで実施してきたこと

(2-2-1)尾瀬の学術的価値や現況を把握するための調査

総合学術調査

貴重な国民資産である尾瀬の自然と環境を将来にわたり良好な状態で保護するため、これまで3回の総合学術調査が行われ、尾瀬の成り立ちや動植物の分布等について明らかにされてきた。

第1回目の調査は、戦後間もない昭和24年に研究者によって調査団が組織され、文部省科学研究助成の総合研究費を得て昭和25～27年の3年間実施され、その結果は昭和29年に「尾瀬ヶ原」として出版されている。

第2回目の調査は、同じく総合研究費によって尾瀬ヶ原を中心に昭和52～54年に実施され、その結果は昭和57年に「OZEGAHARA (英文)」として刊行されている。

第3回目の調査は、これまでの2回の研究成果も踏まえ「尾瀬」の現状を総合的に研究し、今後の尾瀬保護施策を展開する上での資料を得ることを目的に平成6～8年にかけて福島、群馬、新潟の3県共同事業として実施された。調査対象は、「地学」「動物」「植物」「湿原」「池塘」で、調査結果については平成10年に「尾瀬の総合研究」としてまとめられている。

福島県尾瀬保護指導委員会の調査研究

福島県では、福島県尾瀬保護指導委員会の意見に基づき、福島県尾瀬保護調査会が植生復元、外来種の侵入等、尾瀬沼の生態系、動物昆虫、シカの被害や生態などについて、尾瀬で現地調査・研究を行っており、その成果は昭和45年以降、「尾瀬の保護と復元」としてまとめられている。

群馬県尾瀬保護専門委員会の調査研究

群馬県では、群馬県特殊植物等保全事業における指導助言及び調査研究を主な職務とする群馬県尾瀬保護専門委員会が、植生回復、生活排水、動物、植物などについて、尾瀬で現地調査・研究を行っており、その成果は昭和53年以降、「尾瀬の自然保護」にまとめられている。

自然環境保全基礎調査等（環境省）

環境省では、全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全策を推進するための基礎資料を整備するために、自然環境保全法第4条の規定に基づき昭和48年から概ね5年ごとに基礎調査を実施しており、その結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上、公表されている。

社会的な調査

尾瀬保護財団（以下「財団」という。）では、環境省から委託を受け、尾瀬の適正利用を推進するための各種調査を実施してきた。

- ・ 適正収容力の検討

自然環境保全や利用適正化の対策を検討・実施する上で、その基礎資料となる適正収容力の算出を行うため、施設規模、トイレ浄化能力、利用快適性の面から調査・算出した。

- ・ 交通対策の効果検証

これまでに実施してきた交通対策が、利用分散にどのような貢献をしているのか

について調査した。

- ・ 利用動態の調査
来訪者の尾瀬内での行動パターンを把握するため、入山者数カウントセンサーの分析のほか、定点での直接カウントを行った。
- ・ 利用者ニーズ調査
尾瀬に何を求めて来訪しているのかについて把握するため、アンケート調査を行った。
- ・ 尾瀬ガイドツアーの経済評価
今後の尾瀬ガイドツアーの引率人数と参加料金について把握するため、参加人数と参加料金の支払い意思額の関係性について、コンジョイント分析を行った。

至仏山環境共生推進計画調査

群馬県では、至仏山環境共生推進計画調査専門委員会を設置し、平成 15・16 年に環境省の補助を受け、植生、地生態、利用動態について調査を実施した。この調査から得られた至仏山の自然環境等についての知見は、現在関係者が取り組んでいる至仏山保全対策の検討に役立てられている。

その他

土地所有者である東京電力(株)が尾瀬の状況を把握するための各種調査研究を行っている。また、自然保護団体が尾瀬の外来植物の状況に関する調査等を継続的に行っている。

(2-2-2)尾瀬の保護や適正利用を進めるための取り組み

これまで、環境省、林野庁、地元 3 県 1 市 2 村、東京電力(株) (尾瀬林業(株))、尾瀬山小屋組合、尾瀬保護財団、自然保護団体など、数多くの関係機関・団体が、尾瀬の保護と適正利用を進めるために様々な取り組みを行ってきた。地域による主な取り組みは次のとおり。

施設整備

尾瀬には 2 つのビジターセンターが設置されている。尾瀬山の鼻ビジターセンターは、湿原の保護・復元を中心とした管理・保護活動を実施する「群馬県尾瀬管理保護センター」として昭和 42 年に設置され、その後、平成 5 年に改築しビジターセンターとなった。一方、尾瀬沼ビジターセンターは、昭和 39 年に環境省(当時は厚生省)によって設置され、昭和 61 年に全面改築された。平成 8 年からは両ビジターセンターともに財団が管理運営を受託し、自然解説、マナー啓発、植生復元、公衆トイレ等の維持管理など、現地の拠点としての機能を発揮している。なお、ビジターセンターという名称ではないが、檜枝岐村が尾瀬に関する展示コーナーを備えた「ブナの森ミュージアム」を御池に設置している。ここでは、ボランティアによる自然解説やマナー啓発なども行われている。

また、尾瀬内には 15 カ所の公衆トイレが設置されている。設置者は、環境省、福島県、群馬県、檜枝岐村、東京電力(株)等であるが、ほとんどのトイレでチップ制が導入され(一部有料)、トイレの維持管理費に充当されている。

尾瀬内では、自然公園法に基づき許可された歩道事業執行者により、総延長 100 km を超える歩道が張りめぐらされ、利用者はこれらを自由に歩くことができるようになっている。現在の歩道事業執行者は主に、福島県、群馬県、尾瀬林業(株)等であるが、平成 17 年以降、国と地方との役割分担の見直しにより、環境省直轄の部分が出

てきている。なお、歩道のうち、木道は約 54 kmあるが、このうち福島県が約 22 km、群馬県が約 12 km、尾瀬林業(株)が約 20 kmを設置管理している。

植生復元等

昭和 30 年代中頃から尾瀬の利用者が増え始めたが、当時は木道があまり整備されていない上、湿原に踏み込んではいけないという意識がなかったことから、多くの利用者が湿原に踏み込み、尾瀬ヶ原の中田代・竜宮周辺、沼尻平、アヤマ平などで、裸地化、泥炭の流出、植生の破壊が進行した。

こうした事態を受け、荒廃した湿原を回復させるため、昭和 41 年から福島県と群馬県が特殊植物等保全事業(植生復元活動)を開始した。同 44 年からは東京電力(株)も関連企業の尾瀬林業(株)に委託して植生復元活動を開始した。健全な植生をブロック状に切り取り荒廃地に移植したり、代償植物としてミタケスゲ等の播種を行うなど、専門家のアドバイスを受けながら試行錯誤を重ねた結果、尾瀬ヶ原などでは荒廃した場所がわからないほどまでに植生が回復したが、アヤマ平のように緑は回復してきているものの、元の植生に戻るまでには至っていないところもある。

なお、至仏山でも、長年にわたる登山の影響により、登山道周辺で植生の荒廃や裸地化などの深刻な問題が生じ、平成元年から同 8 年にかけて、荒廃の著しい東面登山道(山ノ鼻～至仏山頂)が閉鎖され、群馬県や東京電力(株)によって登山道の再整備が行われた。また、財団では、平成 11 年から群馬県の委託事業として、在来植物の移植や播種による荒廃地の植生復元作業を実施してきたが、その後も植生の回復は思うように進まず、場所によっては裸地の拡大が危惧されるような状況が見受けられる。こうした状況を踏まえ、平成 14 年 5 月、財団や関係者により至仏山保全緊急対策会議が設置され、至仏山の抜本的な保全対策を講じるための検討が開始された。対策会議では基本方針を定め、これに基づいた保全計画を作成するための専門家からなる調査委員会が設置され、至仏山の荒廃の現状や原因の調査が行われた。この調査結果を踏まえ、現在、至仏山保全基本計画を作成する作業を実施している。

ボランティア活動

貴重な自然を守るため、これまで尾瀬ではさまざまなボランティア団体が活動してきた。

平成 8 年から活動を開始した財団の尾瀬ボランティアは、入山口啓発活動、荒廃湿地の植生復元活動、至仏山の保護柵の設置・撤去などの自然保護活動のほか、尾瀬での自然解説活動を、環境省の尾瀬パークボランティアは、尾瀬沼ビジターセンターでのスライドレクチャーや自然観察会、ニホンジカ生息動向調査などを、自然保護団体による尾瀬自然保護指導員は、ツアーバスでのビデオ上映や団体利用者へのガイド等を行うなど、尾瀬の保護と適正利用の推進のために、さまざまなボランティア団体が幅広く活動している。また、片品村尾瀬戸倉山林では、平成 9 年から東京電力(株)が主催する「尾瀬戸倉山林植林ボランティア」が行われている。

マイカー規制

利用が集中する時期における登山口での違法駐車や渋滞、尾瀬内でのトイレや木道の混雑を緩和するとともに、自然保護と平日利用を促進するため、昭和 49 年から群馬県側(津奈木～鳩待峠)、福島県側(七入・御池～沼山峠)において、それぞれマイカー規制を実施している。

ごみ持ち帰り等

ごみ持ち帰り運動は、山小屋組合等関係者や登山者の働きかけと(財)国立公園協会

の提唱など、多くの人々の努力により昭和 47 年に始まった。地元 3 県 1 市 2 村、環境省、東京電力(株)、尾瀬林業(株)、山小屋、自然保護団体、平成 8 年からは財団も加わり、入山口でのごみ袋配布とごみ持ち帰りの活動が地道に続けられ、尾瀬が自然保護の原点たる所以の一つとなっている。

また、平成 13 年には、尾瀬に関係する行政機関や山小屋組合が尾瀬地区におけるごみの発生を抑制するとともに適切に処理する旨の申し合わせを行った。

なお、最近明らかになった尾瀬内の過去のごみの問題については、平成 18 年 8 月に開催された尾瀬サミット 2006 において、関係者が協力して自然環境の保護に配慮しつつ地域外搬出に努めることとごみ持ち帰り運動を引き続き推進するとともに毎年継続的に尾瀬の清掃活動を行うことによりごみのない尾瀬を実現することが確認され、「ごみのない尾瀬を実現する宣言」が出された。

排水対策

尾瀬の利用者が増えるに従い、山小屋や公衆トイレから排出されるし尿や雑排水による水質汚濁や富栄養化など、湿原の植物に与える影響が問題となった。

こうした状況を受け、平成 2 年 5 月に開催された第 4 回尾瀬地区保全対策推進連絡協議会で排水対策の推進方針が確認された。この推進方針に基づき、各山小屋、公衆トイレ、ビジターセンターなどに合併浄化槽の整備が進められたほか、見晴地区、山ノ鼻地区、尾瀬沼地区においては、排水が湿原に及ぼす影響を回避するために排水放流施設の整備が進められた。

また、公衆トイレのチップ制導入による受益者負担を実施したり、各山小屋では宿泊定員の凍結（昭和 42 年～）、シャンプー・石鹸の使用禁止（昭和 47 年～）、風呂休止日の設定（平成 2～12 年）、完全予約制の導入（平成 4 年～）などを実施し、尾瀬の自然環境への負荷を抑える努力をしてきた。

普及啓発

尾瀬の利用者に尾瀬の魅力と貴重な自然を保護する大切さを理解してもらうとともに、幅広く環境保護に対する意識を高めてもらうことを目的に、尾瀬山の鼻と尾瀬沼の 2 つのビジターセンターでは、自然観察会、スライドショー、団体レクチャーなどの自然解説活動を行うとともに、ビジターセンター内の各種展示を通じて尾瀬に対する理解を深めてもらう取り組みを実施している。

また、財団では、自然に親しむとともに入山者のマナーの向上を図り、尾瀬の適正な利用を促進するためガイド制度をつくり、平成 15 年から主に滞在時間の短い入山者を対象に自然解説を実施している。

また、尾瀬の利用者により深い自然体験をしてもらうためには、ガイドの利用を促進することが必要であるとの考え方から、財団では、ガイドやインタープリターなどの案内指導に携わる人材の育成やガイド事業者の体制の充実を図るため、尾瀬に関わるガイドやガイド事業者のネットワーク化を図っている。

ニホンジカによる植生破壊防止対策

環境省によるライトセンサス調査によれば、尾瀬内のニホンジカの推定生息数は、平成 10 年以降、全体として増加する傾向にある。実際、近年、尾瀬ではシカの踏みつけ、掘り起こし、採食等による植生等への影響が深刻な状況になっている。

そのため、環境省では、平成 12 年に「尾瀬におけるシカ管理方針検討会」を設置し、「尾瀬のシカは、当面は関係機関・団体が連携して人為的に排除する」ことを基本方針とし、排除に当たっては、「尾瀬の外側において生息密度を下げ、尾瀬の内側においては、防除の対策を講じる」という考え方が確認された。

これを受け、シカの生息状況、自然植生への影響、季節移動ルート、越冬地の調査を実施しているほか、「尾瀬シカ対策協議会」及び「アドバイザー会議」を設置し、周辺地域における個体数調整や各種モニタリング調査を実施するなどの対策を講じている。

ツキノワグマの保護管理

自然環境に恵まれた尾瀬は、もともとツキノワグマの生息域であるが、そこへ利用者が訪れるため、ヒトとクマとの間に軋轢が生じる。平成 11 年と 16 年には、ヨシッ堀田代で利用者がクマと遭遇して負傷する事故が発生し、平成 15 年以降は 8 月を中心に山ノ鼻地区に頻繁にクマが出没する状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、尾瀬内で利用者の安全を確保するとともに、クマやその生息地を保全し、ヒトとクマが共存できる状況をつくるため、財団では環境省の委託を受け、関係者と協力して平成 17 年から 5 カ年計画でツキノワグマの保護管理対策と生態調査を実施している。

【取り組んでいる具体的対策】

クマの目撃情報収集と情報提供、啓発活動の実施

クマの出没が多い時期・地区での歩道脇植生の刈り払い、巡視の強化、状況に応じた通行止の実施、警鐘・看板の設置、残飯等クマの誘引物の管理の徹底
対策マニュアルの検討と関係者間の調整

食性調査（糞分析）、密度調査（定点観測）、ブナの実豊凶調査の実施

問題グマの学習放獣とその追跡調査の実施

(2-3)課題

(2-3-1)全国的な潮流への対応について

尾瀬においても、21 世紀の「新しい国立公園」として、環境基本計画や生物多様性国家戦略等の全国的な計画に則した公園とするほか、エコツーリズム推進等の潮流に応じていく必要がある。

生物多様性国家戦略では、「既存の保護地域制度を捉え直し、制度の強化、指定の拡充、科学的データに基づく管理の充実、保護地域間の連携確保など、保護地域制度がより効果的に機能するために必要な取り組みを進める」とある。

また、持続可能な観光形態としてエコツーリズムを推進することが国際的にも全国的にも求められている。

なお、エコツーリズムの推進に当たっては、利用ルールに則り、適切なガイド（直接・間接）が付くことにより、尾瀬を始めとした自然環境の保全に対する意識の啓発が図られるよう留意する必要がある。

(2-3-2)「尾瀬」地域の見直しについて

国立公園区域の見直し

生態的にも社会的にも尾瀬との連続性・一体性を持つ会津駒ヶ岳地域、田代・帝釈山地域については、現在、国立公園のエリア外になっており、自然公園法に基づく保全対策がとられていない状況である。

(2-3-3)保護について

生態系の状況の的確な把握

尾瀬を生態系的に捉えたモニタリング調査が体系的に実施されておらず、生態系について判断する物差し、科学的データが不十分な中で様々な課題への対応を行わなければならない状態である。

野生動物対策

ニホンジカによる植生の攪乱が深刻な状況になっているが、シカの生態や行動についてしっかり把握できていないため、有効な対策がとられていない。

また、尾瀬に生息するツキノワグマの生態や行動が十分に把握できていないため、クマと共存しながら入山者が安全に尾瀬を楽しむような各種対策が確立されていない。

環境保全

湿原への踏み込み等これまでの利用や尾瀬沼の水位を上げたこと等の環境変化の結果生じている影響については、今後も必要な評価や調査を実施するとともに、適切な復元活動と経過観察を継続的に実施する必要がある。

至仏山については、登山道周辺における植生の荒廃、泥炭や土壌の流出が深刻な状況になっている。

また、最近では、尾瀬内で過去のごみが埋設されていることが明らかになり、適切な対応が求められている。

しかし、植生の回復状況等を判断する場合の科学的な判断基準が確立されておらず、関係者間の認識に差が生じている。また、自然の修復の目標をどこに設定するのかについて、関係者間で共通認識を持つに至っていない。

(2-3-4)利用について

適正利用の推進

尾瀬への入山者数は平成 8 年の約 64 万人をピークに減少が続き、平成 17 年はその約半分の 32 万人弱となった。極端に混雑するのは、ミズバショウやニッコウキスゲの開花時期の週末など僅かな日数ではあるが、鳩待峠など特定の入山口や週末に利用が集中する傾向が続き、尾瀬での快適な利用を妨げる一因となっている。

施設整備

現在ある 2 つのビジターセンターはいずれも尾瀬の核心部内にあり、尾瀬内での自然解説や尾瀬の保護管理の面では効果的であるが、利用者に対する入山前のマナー啓発や情報提供を行うことができない状況である。

環境教育とエコツーリズムの推進

自然保護の原点である尾瀬は、子どもたちの環境学習やエコツーリズムのフィールドとして最適であるが、ガイドの資質にばらつきがあったり、ガイドの有効性についての理解が進んでいない状況である。

(2-3-5)管理運営体制について

関係者間の役割分担

三位一体改革後の施設整備についての役割分担や財源負担について、関係者間でしつかりとした合意形成ができていない。地域との協働を明確に示し、地域とともに支える国立公園であることを示す必要がある。

関係者間の総合調整

尾瀬の関係者間で調整を要する課題が発生した場合、機動的に対応する場がない。

安全対策

尾瀬内は木道や登山道が整備されているが、尾瀬の利用者の大半が中高年齢者であるという状況の中で、木道の老朽化等により転倒事故等の発生が懸念される場所が存在する。

また、遭難事故が発生した際の救援体制についても明確になっていない状況である。

企業・団体や国民一般からのサポート体制

尾瀬は、多くの関係機関や土地所有者である民間企業によって保全されてきたが、行政の今後の財政負担にも限界があるため、尾瀬の自然環境の保全に支障が生じる恐れがあり、それを支えるサポート体制が構築されていない。

尾瀬保護財団の充実

財団が設立されてから10年が経過し、財団が果たすべき役割について周囲から期待が高まってきているが、財団を運営する事務局体制を例にとっても関係する自治体や企業からの期間を定めた出向者が大半を占めるなど、山積する課題に十分対応できる体制とは言い難い状況である。また、自主的な事業を実施するための財政基盤も不十分である。

3 基本理念と基本方針

「尾瀬」の現況及び課題を受け、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」の基本理念及び基本方針を以下のとおり掲げる。

(3-1)基本理念

みんなの尾瀬を みんなで守り みんなで楽しむ

わが国を代表する景観と学術的にも貴重な生態系を有し、「自然保護の原点」である尾瀬を、地域をはじめ尾瀬を愛する人みんなで保護しながら、豊かな自然体験を享受できるようにする。

(3-2)基本方針

科学的知見に基づいて保護と利用を考え、保護を越えない利用を原則とする

— 現状を越える利用のための施設整備は、

特別保護地区内では原則として行わない —

尾瀬とその周辺地域を地域の人々とともに保護し、賢明な利用を図る

— 豊かな自然体験を提供するエコツーリズムを推進するなど、

地域社会との協働により、地域の持続的振興を促進する —

尾瀬保護の精神を広く国民に普及し、環境保全に対する意識を啓発する

— ガイド利用による充実した自然体験等を通じた環境教育を推進する —

国民の宝である尾瀬をみんなでサポートする仕組みをつくり、管理体制を整備する

— 尾瀬から積極的に情報を発信し、広く企業・団体や

国民に尾瀬に対するサポートを呼びかける —

4 基本方針に沿った諸対策

基本方針に沿った諸対策について、課題ごとに、短期的（概ね 5 年以内）に取り組むべき事項と中長期的（概ね 10 年以内）に取り組むべき事項に分けて整理すると以下のとおりとなる。

【「尾瀬」地域の見直しについて】 国立公園として保全すべき「尾瀬」の範囲を見直す。

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
国立公園区域の見直し （拡張）	<p>公園計画再検討</p> <p>自然環境が尾瀬と同様と見られ、文化・伝統・利用の面からも尾瀬と深いつながりがある、会津駒ヶ岳や田代・帝釈山地域を公園区域に含め、尾瀬と一体として保護していくことについて、現在、環境省が進めている公園計画の再検討に反映させる。</p> <p>なお、上記地域を加えた新しい「尾瀬」の公園区域では、21 世紀の新しい国立公園にふさわしい、保護・利用・管理運営のための施策を一体的に行うこととする。</p>	<p>公園計画見直し点検</p> <p>公園計画の再検討終了後、引き続き検討すべき課題について、5 年ごとに行われる公園計画の見直しの際に反映させる。</p> <p>例えば、戸倉地区など国立公園の入口として利用拠点となる地域について公園区域に編入することを検討する。</p>

【保護について】 原始的な生態系及び風景を適切に保護する。

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
生態系の状況の的確な把握	<p>調査研究促進のための支援実施 尾瀬の生態系の状況の推移について調査することは極めて重要であるので、調査研究活動を促進するための支援を実施する。</p> <p>効果的なモニタリング調査等の実施 各種モニタリング調査の結果の統合や調査手法の統一化を進めるとともに、GIS システム等へのデータ蓄積を行う。</p>	<p>第4次学術調査の実施 第3次尾瀬総合学術調査が行われてから10年が経過するが、まだ解明されていない事項やこれまでの調査データと比較して尾瀬の状況を把握するため、第4次の学術調査の実施について検討する。</p> <p>モニタリング体制の確立 尾瀬地域内で行われている様々なモニタリング調査の実態を把握し、効果的かつ効果的なモニタリング体制を確立する。</p> <p>学術情報の公園管理への反映 尾瀬地域内で行われる各種学術的な調査から得られる情報を今後の公園管理に役立たせるためのシステムをつくる。</p>
野生動物対策	<p>シカによる植生攪乱の実態把握と将来予測 ニホンジカが及ぼす尾瀬の植生に対する攪乱が深刻な状況になっているため、その実態把握と将来予測を早急を実施し、当面は尾瀬からニホンジカを排除することを含めた積極的管理を行う。</p> <p>クマ対策マニュアルの作成・普及啓発 尾瀬においてツキノワグマと人間が共存していくため、その具体策を示した「ツキノワグマ対策マニュアル」を作成するとともに、関係者及び一般利用者への普及啓発を図り、安全・快適に尾瀬を利用できるようにする。</p>	<p>シカ管理体制の確立 尾瀬でのニホンジカの管理体制を確立する。</p> <p>クマの生態把握 ツキノワグマ対策をより実効あるものにするため、尾瀬のツキノワグマの生態について把握するための調査を継続して実施する。</p>

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
環境保全	<p>過去のごみ対策 ごみのない尾瀬を実現するため、尾瀬内の過去のごみについては、自然環境の保護に配慮しつつ地域外に搬出する。</p> <p>植生荒廃地の復元対策 尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺、アヤマ平等における植生荒廃地については、継続して植生復元のための取り組みを行うとともに、経過観察のためのモニタリング調査を実施する。</p> <p>至仏山保全対策の実施 尾瀬の自然環境を特徴づける価値を有している至仏山については、保全のための緊急対策会議が取りまとめる「至仏山保全基本計画」に沿って、登山ルートの見直し、適正利用のためのルールづくりと管理などを行う。</p> <p>外来植物対策 尾瀬本来の植生を維持・回復させるため、専門家、NPO、山小屋等の協力を受けて実態把握に努め、適切な外来植物対策を実施する。</p> <p>保護の強化 既存の公園区域内はもちろん、会津駒ヶ岳や田代・帝釈山地域などを公園区域に編入した場合には、編入によって植生等が荒廃することのないよう、関係機関が一体となって取り組む。</p>	

【利用について】 利用が生態系に与える負荷を軽減するとともに、環境を損なわずに自然との充実したふれあいが体験できる利用方法（エコツーリズムなど）を推進する。

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
適正利用の推進	<p>快適利用の促進 特定の季節、特定の曜日、特定の入山口に集中する傾向がある利用を分散させ、快適な尾瀬利用を促進する。 情報提供のあり方の検討 尾瀬の適正利用を図るために効果的な情報提供のあり方を検討する。 エリアごとの利用方法の検討 拡張エリアも含めた新しい尾瀬地域においては、積極的に利用するエリア、利用を厳しく制限し生態系を守るエリアなど、自然の状況に応じたエリアごとの利用方法を検討する。 尾瀬入山までのアプローチの検討 尾瀬の適正利用を推進するために望ましい交通体系・アプローチ方法を検討する。 現在の対策の効果検証 現在実施されている適正利用推進のための施策の効果を検証する。</p>	<p>利用促進目標の設定 利用の数値目標を設定する。 中心部の過剰利用解消 尾瀬地域における多様な利用方法を提案し、中心部への利用集中を解消する。 山小屋のあり方の検討 これまで各山小屋は、入山者に対する自然解説、マナー啓発、傷病対応など、適正利用の推進に寄与してきたが、今後も尾瀬の自然環境を維持しつつ利用の分散化を図るなど、適正利用の推進のために実施すべきことを検討する。</p>
施設整備	<p>ビジターセンターのあり方の検討 ビジターセンターの設置場所、展示内容、スタッフ等、その機能が最も効果的に発揮されるビジターセンターのあり方について検討する。 サイン計画 新しい国立公園にふさわしいサイン計画を実施する。</p>	<p>環境に調和した施設整備のあり方の検討 木道や観察テラスなど、環境特性に適合した施設整備のあり方について検討する。 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術を尾瀬での施設整備にいかに導入していくかについて検討する。</p>

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
	<p>入山口の整備 鳩待峠など尾瀬への主要な入山口について、国立公園の玄関口としてふさわしいものに整備するため、車道、駐車場、ビジターセンター等のあり方を検討する。</p>	
環境教育とエコツーリズムの推進	<p>未来を担う子ども達の受入れ 未来を担う子どもたちの環境学習が更に尾瀬で行われるよう積極的に働きかけていく。 ガイドの資格認定（登録）制度の創設 優れた資質を持ったガイドを養成するため、ガイドの資格認定（登録）制度を創設し、尾瀬での環境教育やエコツーリズムが効果的に行われるよう体制を整備する。 ガイド利用の促進 ガイド付きのエコツアーの実施を促進するなどして、ガイドにより自然体験の質が高まることを積極的にPRする。</p>	<p>尾瀬で学ぶ機会の創出 子どもだけでなく、あらゆる世代が、尾瀬をフィールドとして環境について学ぶ機会を積極的に創出する。 地域の持続的振興 地域の持続的振興を図るため、周辺地域の多様な資源を活用したエコツーリズムを実施する。</p>

【管理運営体制について】 地域と積極的に連携するとともに、国民一般から広く支持と支援（サポート）を受けることができる公園管理体制を確立する。

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
関係者間の役割分担	役割分担の合意形成 国・自治体・NPO・関係団体等との新たな役割分担について、合意形成を行う。 地域との協働体制の構築 地域の積極的な参加を促し、地域との協働体制を構築する。	施設の効率的な整備・管理方法の検討 木道などの施設に関し、尾瀬内での効率的な整備・管理の方法について、関係者間で検討する。
関係者間の総合調整	情報共有と意見交換の推進 関係者が公園管理の課題について情報を共有し、意見交換・総合調整する場を設定する。	
安全対策	傷病・遭難対策の体制整備 地域内に医療機関がないこと、地域内に車輛の乗り入れができないこと、中高年齢者の利用が多いことなど、尾瀬地域が持つ特殊性を考慮し、地域ごとにまちまちなっている傷病・遭難対策の体制を統一的に整備するとともに、関係者や利用者に周知する。 危険箇所の補修・点検 上記のような特殊性を持つ尾瀬での事故を未然に防止するため、老朽化して滑りやすくなった木道等の点検・補修、枯損木の処理等の適切な対応を実施する。	医療体制の検討 安心・安全に尾瀬を利用できるようにするため、尾瀬での医療体制のあり方について検討する。
企業・団体や国民一般からのサポート体制	サポートを受ける仕組みづくり 尾瀬に対する様々なサポートを広く企業・団体や国民一般に呼びかけるための仕組みをつくる。	

課 題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に取り組むべき事項
	<p>サポート側と地域との交流の場の設定 サポートを定着させ、さらにその輪を広げていくため、サポート側と地域との交流を図る機会を設ける。</p>	
尾瀬保護財団の充実	<p>人材育成 尾瀬を取り巻く課題に適切に対応できる人材を財団内に育成する。 財団「友の会」等の充実強化 財団に対する支援組織である「友の会」や尾瀬ボランティアの活動の充実強化を図る。</p>	

尾瀬の保護と利用のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 今後の尾瀬の保護と利用のあり方について検討するため、尾瀬保護財団（以下「財団」という。）に尾瀬の保護と利用のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 検討会は、今後の尾瀬の保護と利用のあり方について検討を行い、その結果を環境省へ報告するものとする。

(検討会の構成等)

第3条 検討会、は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 検討会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選で選出するものとする。

4 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から財団の理事長が定める日までとする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、検討会の会務を掌理する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(招集)

第5条 検討会の招集は、財団の理事長が行う。

(議事の公開)

第6条 検討会の議事は公開とする。ただし、委員全員の総意により財団の理事及び評議員並びに財団関係者以外の者に対して非公開とすることができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

(関係者の参加)

第8条 委員長は、議事運営上必要があると判断した場合は、議事に関係する者を検討会に参加させることができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、財団事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月6日から施行する。

別表

18.10.1現在

氏名	所属	職	備考
内海廣重	奥利根自然センター	所長	
大内莊久	尾瀬林業株式会社	代表取締役	
大木伸一	群馬県	理事兼環境・森林局長	
櫻村利道	福島大学	名誉教授	
柏木順二	環境省関東地方環境事務所	所長	
加瀬由紀子	新潟県自然観察指導員の会	会長	
加藤峰夫	横浜国立大学大学院	教授	
斎藤 晋	群馬県立女子大学	名誉教授	委員長
櫻井秀夫	奥只見山岳会	副会長	
塩田政一	片品山岳ガイド協会	事務局長	
篠原 宏	関東森林管理局	計画部長	
白石光孝	尾瀬山小屋組合（群馬県側代表）	組合長	
瀬田信哉	財団法人国立公園協会	前理事長	
棚橋 進	新潟県	県民生活・環境部長	
千明金造	片品村	村長	
根本佳夫	福島県	生活環境部長	
船津睦夫	東京電力株式会社	用地部長	
星 一彰	尾瀬保護指導員福島県連絡協議会	会長	
星 菊芳	尾瀬山小屋組合（福島県側代表）		
星 守	檜枝岐温泉旅館組合		
星 好久	檜枝岐村	村長	
星野由紀枝	片品村婦人会	社会教育部長	
星野芳昭	魚沼市	市長	
横山隆一	財団法人日本自然保護協会	常勤理事	

尾瀬の保護と利用のあり方検討会開催経過

第1回検討会

日 時 平成 18 年 4 月 25 日(火) 14:30 ~ 17:15
会 場 環境省関東地方環境事務所会議室
出席者 全委員 24 人(代理出席含む)
内 容 検討会の設置について説明
委員長選出
議 事 ・尾瀬の保護と利用の現状及びその評価について
・その他

第2回検討会

日 時 平成 18 年 7 月 7 日(金) 13:30 ~ 16:30
会 場 環境省関東地方環境事務所会議室
出席者 委員 22 人(代理出席含む)
内 容 議 事 ・第1回検討会の検討結果について
・尾瀬の保護と利用に関するビジョン(骨子)案について
・その他

第3回検討会

日 時 平成 18 年 11 月 10 日(金) 14:00 ~ 16:00
会 場 環境省関東地方環境事務所会議室
出席者 委員 23 人(代理出席含む)
内 容 議 事 ・第2回検討会の検討結果について
・尾瀬の保護と利用に関するビジョンについて
・その他